

当別町イメージキャラクター「とべのすけ」の使用要領

(目的)

第1条 この要領は、当別町イメージキャラクター「とべのすけ」の使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な利用を図ることにより、当別町への愛着を深めるとともに、当別町のまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における定義は次のとおりとする。

(1) 「とべのすけ」とは、当別町イメージキャラクター「とべのすけ」に関するすべての総称をいう。

(2) 「とべのすけ」の意匠とは、別図1に定めるデザインとする。

(権利等)

第3条 「とべのすけ」に関する一切の権利及び権限は当別町に属し、「とべのすけ」を使用するものが自己の商標及び意匠として登録することはできないものとする。

(使用の承認等)

第4条 「とべのすけ」は、営利、非営利を問わず使用できるものとする。

2 営業上の販売・宣伝活動等、営利目的で「とべのすけ」の意匠を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「意匠使用申請書兼承認通知書」（別記様式第1号）を当別町長に提出し、承認を得なければならない。

3 前項の規定により意匠の使用承認を得た使用者は、使用前に当該使用に係る物件の完成見本を提出することとする。ただし、物件の提出が困難である場合は、写真等内容を確認することができるものの提出をもって代えることができるものとする。

4 「とべのすけ」の意匠を使用する場合、その色及びポーズは原則として定められたもの（別図1）を使用することとする。ただし、「とべのすけ」のイメージを損なわない限りは変更を加えての使用を認めることとし、その場合、使用者は「意匠変更使用申請書兼承認通知書」（別記様式第2号）により申請をし、当別町長の承認を得たうえで使用できるものとする。

5 名刺、年賀状、ホームページ、会報、ポスター、パンフレット、イベントの景品等、非営利目的で「とべのすけ」の意匠を使用する場合は申請を要しない。ただし、「とべのすけ」の色もしくはポーズについて、定められたものに変更を加えて使用したい場合は、前項の規定を適用する。

(使用の不承認)

第5条 当別町長は次の各号の一に該当するときは、使用を不承認とすることができる。

(1) 町のイメージキャラクターの利用をきっかけに、当別町への愛着を深め、

まちづくりの推進に資するという「とべのすけ」創作の目的に反する、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (2) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用するとき。
- (4) 当別町及び「とべのすけ」のイメージを損う、又は損うおそれがあると認めるとき。
- (5) 社会通念上承認することが不適當である（風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当する場合等）と認められるとき。
- (6) 上記(1)～(5)に掲げるほか、承認することが不適當であると認めるとき。

2 当別町長は使用の承認をした後でも、前項各号のいずれかに該当することが判明したときは承認を取り消すことができる。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用者は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別に定める当別町イメージキャラクター「とべのすけ」デザイン使用マニュアルに従うこと。

（不正使用）

第7条 第4条及び第5条に定める事項に違反したことが発覚した時は、当別町長は使用者等に対し期限を定め改善を求める。当該期間を経過して、なお改善が図られない場合（使用者等と連絡が取れない場合も含む。）は、不正使用例として公表したうえ、以降の使用を認めない。

（使用期間）

第8条 「とべのすけ」の意匠使用期間は、一つの行事又は企画の開始から終了までとし、最長で1年間とする。それを超える場合は、使用申請書により再申請を行うこととする。

（使用者等の責任）

第9条 当別町は、使用の承認をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者等は、「とべのすけ」を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、当別町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者等は、「とべのすけ」の使用に際して故意又は過失により当別町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を当別町に賠償しなければならない。

（管理及び事務の取扱い）

第10条 「とべのすけ」の管理及びこの要領に関する事務の取扱いは、当別町企画部とする。

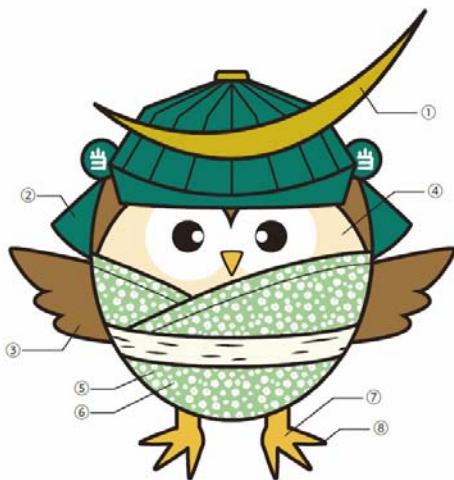
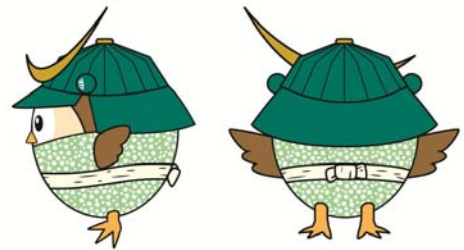
(補則)

第11条 この要領に定めのない事項については、その都度、当別町長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年2月4日から適用する。

別図 1



- ① C 20 M 30 Y 95 K 0
- ② C 85 M 40 Y 65 K 0
- ③ C 45 M 60 Y 85 K 0
- ④ C 0 M 10 Y 25 K 0
- ⑤ C 40 M 5 Y 50 K 0
- ⑥ C 55 M 25 Y 90 K 0
- ⑦ C 5 M 30 Y 80 K 0
- ⑧ C 0 M 0 Y 0 K100



- ① K 0
- ② K 55
- ③ K 75
- ④ K 15
- ⑤ K 40
- ⑥ K 40
- ⑦ K 30
- ⑧ K100

